

アメリカ合衆国現代学校財政制度訴訟の生成と展開（Ⅲ）

白石 裕

The Emergence and Development of Current Public School Finance Litigation in the United States（Ⅲ）

SHIRAISHI Yutaka

はじめに

前々回の生成期の学校財政制度訴訟についての論文（「アメリカ合衆国現代学校財政制度訴訟の生成と展開（Ⅰ）」）、および、前回の展開期における学校財政制度訴訟についての論文（「アメリカ合衆国現代学校財政制度訴訟の生成と展開（Ⅱ）」）に続いて、本論は生成期と展開期とを通して見た学校財政制度訴訟の基本的な法理論を、特に最も基本的争点である教育機会の平等の問題がどのようなものとして理解されていたのかを中心にしてまとめる。

3. 学校財政制度訴訟の法理論

(1) 学校財政制度訴訟の法理論と構造

生成期および展開期において見られたアメリカの学校財政制度訴訟の法理論をまとめると、以下のような項目から成ると考えられる。

1 教育機会の平等認識

- ①相対的剥奪論（相対的不利益論）
—教育費の格差自体を問題とする
- ②絶対的剥奪論
—一定水準（通常はミニマム）の教育を問題とする

2 財政的保障の方法（州補助金の方法）

- ①学区資産の平等化
—州補助金により学区の資産（wealth）の平等化を図る
- ②教育ニーズの平等化
—特定の教育ニーズを持った子どもの教育に特定経費を配分する
- ③教育経費の平等化
—特に地理的状況を考慮して特定経費を配分する

3 裁判所の判断基準

- ①教育の基本的権利論
- ②疑わしい分類としての学区資産論
- ③審査基準
 - （厳重審査テスト
 - （合理性テスト
 - （中間テスト

上の1の教育機会の平等認識とは、現代学校財政制度訴訟の争点となっている生徒一人あたり教育費の学区間格差が訴訟あるいは判決においてどのようなものとして理解されているかということであり、単純化していえば、それは、教育費の格差自体を教育機会の平等に挑戦する問題として認識する相対的剝奪論（あるいは相対的不利益論）(relative deprivation) と、相対的格差を問題とするより、最小限の教育（ミニマム）、あるいは基礎教育がどの学区の子どもにも提供されているかどうかを問題とする絶対的剝奪論（absolute deprivation）に大別される¹⁵²⁾。

また、財政的保障の方法とは、教育機会の平等を図る方法としてどのような州補助金の方法が、考えられているかということであり、それには大きく学区資産の平等化（wealth equalization）、教育ニーズの平等化（need equalizing）、教育経費の平等化（cost equalization）という3つに分けることができよう¹⁵³⁾。ここで学区資産の平等化とは、学区の財政基盤となっている土地、家屋など資産の格差から生ずる教育費支出の格差を州補助金によって平等化しようとするものである。また、教育ニーズの平等化とは、身体的精神的にハンディキャップを持っている子ども、あるいは、本論の訴訟例によれば、大都市に住み貧困その他の理由により教育上のハンディキャップを負っている子どもの教育のために州補助金などにより、特定の経費を配分し、教育機会の平等化を図ろうとするものである。さらに、教育経費の平等化とは、教育費の実勢価格は地域によって異なることから、地理的状况に応じた経費を配分しようとするものである。

判断基準についてはすでに詳しく述べたので説明は省略するが、裁判所がどのような判断基準を用いるかは、教育機会の平等に関する裁判所の見解を示すだけでなく、裁判の結果を左右するほどの重要なものである。

それでは、1960年代後半から1985年頃までの学校財政制度訴訟において、上の1の教育機会の平等認識に関して、主に判決がどのような見解を示したのかを以下において述べる。財政的保障に関しては州の補助金のあり方を含む1つの大きなテーマでもあるので、他稿に譲り、本論では簡単に触れるにとどめたい。

(2) 法理論の基本的問題としての教育機会の平等認識¹⁵⁴⁾

公立初等中等学校における生徒一人あたり教育費の学区間格差が平等な教育機会を拒否する問題として争われる学校財政制度訴訟は、アメリカにおいては1960年代後半に提起され、学校財政制度改革の1つの誘因として作用し、1990年代当初の今日まで引き続き提訴されているが¹⁵⁵⁾、本論でいう生成期から展開期を経てその後の訴訟において、最も基本的な問題は、学校財政制度訴訟の原因となっている生徒一人あたり教育費の学区間格差を教育機会の平等に挑戦する問題と

して合衆国憲法，あるいは，州憲法の法の平等保護条項，あるいは，州憲法の教育条項の下でどのようなものとして理解するかという問題である。

裁判において争われる教育機会の平等の問題の中でも，人種的平等に関する訴訟の場合には人種という可視的要因があるため，司法判断になじみやすいが，教育費の格差を争点とする，いわば経済的差別の問題をめぐる教育機会の平等の問題については，社会科学的な一致を見ていない多くの論争点一，たとえば，教育費と教育の質との因果関係一を含むため，裁判においても争いにくい点があることは否定できない。たとえば，教育費と教育の質の関係についての判決は，肯定論，消極的肯定論，否定論に分けることができるが，このように多義にわたる解釈が存在する上に，たとえ，肯定論に立つとしても，教育費の学区間格差が直ちに子どもの教育の機会を剝奪することになるというような単純な論理に依拠するわけにはいかず，何らかの形における説明が必要となる。そこで教育費の実態を争点とした教育機会の平等問題を司法判断になじむ形で，処理しうる法理論をつくりあげなければならない。

それでは学校財政制度訴訟の判決において，これまでにつくられた最も基本的な教育機会の平等に関する法理論とはどのようなものであるかといえば，それは大きく，相対的剝奪論（あるいは不利益論）と絶対的剝奪論とに分けられる。相対的剝奪論は，教育費の相対的格差は他の学区に比べて当該学区の子どもには劣った教育を与えているという前提に立ち，したがって，それは教育機会の平等に挑戦する問題であると理解する。これに対して絶対的剝奪論は，相対的格差を問題にするというより，一定水準の教育，すなわち，通常は，最小限の教育（minimum education），あるいは，基礎教育（basic education）といわれる教育が実施されているかどうかを問題とする。この2つの論の違いは，憲法の平等保護条項，あるいは教育条項をどのように理解するかに関わっており，単純化していえば，相対的剝奪論がそれらの規定を文字どおりに平等な取り扱いを意味すると解する（平等保護論）のに対して，絶対的剝奪論は同条項を法の定める一定水準の行政サービスの提供と解し，したがって，当事者の相対的位置をあまり考慮しないことにある。そして，最小限の基礎教育を越える教育の提供，あるいは教育費水準は教育のローカル・コントロールで説明されることが多い。

学校財政制度訴訟において相対的剝奪論に基づいた最初の判決は，カリフォルニア州最高裁判所による Serrano 判決（1971年）¹⁵⁶⁾であり，絶対的剝奪論に基づいた最初の判決は，合衆国最高裁判所による Rodriguez 判決（1973年）¹⁵⁷⁾である。かくして，この2つの法理論は，アメリカ合衆国における学校財政制度訴訟の当初から対立的な形において生成され，その後の裁判へと継承されていくのである。Serrano, Rodriguez 判決後の一般の傾向をいえば，違憲判決が相対的剝奪論を採るのに対して，合憲判決は絶対的剝奪論を採っているといえよう。ただし，相対的剝奪論を採っていないながら，最小限の基礎教育を命じる判決もあり¹⁵⁸⁾，2つの論を明確に区別することが難しい場合もある。

このように，相対的剝奪論は教育機会の平等保護を求めるのに対して，絶対的剝奪論は最小限の保障を求めるというように結論づけることができるが，学校財政制度訴訟の判決は，この2つの分類のいずれかの立場に立ちながら，あるいは両方を含みながら，具体的なさまざまな教育機会の平等の定義を行っている。それについて述べる前に，教育費の観点から教育機会の平等を考える視点にはどのようなものがあるか，それについて Wise の定義を見ておこう。Wise は，教育

費を争点とした学校財政制度訴訟における教育機会の平等に関する定義として、以下の9つの定義がありうることを示した¹⁵⁹⁾。

1. 否定的定義 (negative definition)

否定的定義とは、教育の機会が「…であってはならない」という定義の仕方であり、たとえば、Benson の定義に倣うと¹⁶⁰⁾、子どもの教育の機会が両親の経済的環境、あるいは、子どもの居住地に左右されてはならないということになる。この定義は、裁判所が教育機会のあり方に関して特定の選択をすることなく、憲法判断を可能とする。

2. 十全の機会を与えるという定義 (full-opportunity definition)

この定義は、Garner などの定義に見られるものであり¹⁶¹⁾、それによると、人はその能力を限界点まで発達させることができるような十全な教育の機会を与えられるべきであるということになる。この定義は、理論的には究極的な教育機会の平等観念であるといえようが、教育に投入される資源には限りがあるため、現実的には実現不可能である。

3. 標準教育を与えるという定義 (foundation definition)

この定義は、1920年代に Strayer と Haig によって提唱されて以来¹⁶²⁾、多くの州によって採用された標準教育費計画 (foundation program) といわれる州補助方式の中心となる定義であり、それによれば教育費で表わされる最小限の教育をどの子どもにも保障しようとする考え方である。標準教育費計画による学校財政制度を採っている州は今日でも少なくないが、標準を越える経費の支出は学区の裁量に委ねられるため、教育費の学区間格差を平等化するという点では問題を内包している。

4. 最小限の学力をつけるという定義 (minimum-attainment definition)

この定義は、Benson の定義などに見られるものであるが¹⁶³⁾、生徒が特定のレベルの学力に達するまで資源を投入すべきであるという考え方である。したがって、この定義によれば、学習遅進児の場合にはより多くの資源が投入される必要があることになる。

5. 水平化定義 (leveling definition)

この定義は、どの生徒も平等な成功のチャンスを持って学校を卒業できるように、資源は生徒の能力に逆比例して配分されるべきであるというものである。すなわち、能力を水平化する定義であると考えられる。この定義の例としては、たとえば、文化的剝奪を受けている生徒には、補償教育 (compensatory education) が必要であるというような考え方がこれに相当する。

6. 競争定義 (competition definition)

この定義は、教育機会の平等とは教育資源へのアクセス (access) を求める競争であり、資源を生徒の能力に比例して配分すべきであるという考え方である。したがって、この定義は、上の2でいう十全の機会を与えるという定義と似ているところがあるが、この定義の提唱者である Van den Haag の定義に見られるように¹⁶⁴⁾、優秀な生徒により多くの資源を配分すべきであると主張する点において、また、結果としてそのようになる点において、2の定義と異なる。

7. 生徒一人あたり同額支出という定義 (equal-dollars-per-pupil definition)

この定義は、文字どおり、生徒一人あたり同額支出をもって教育機会の平等と見なすものであり、その前提には、能力は異なる資源配分を正当化するほどの合理的な根拠とならないという考え方がある。ただこのような厳格な定義は、地域による価格の相違、あるいは生徒の異なる能力や教育上のニーズを無視している点において逆に不平等を生み出す可能性がある。

8. 最大限の差異・割合を認める定義 (maximum-variance-ratio definition)

この定義は、地域による価格差、あるいは規模の経済の相違などを考慮して、教育費に一定の範囲を認める考え方である。

9. 特定の分類を設ける定義 (classification definition)

この定義は、ある特性を持つ生徒には彼らに適切な教育プログラムの提供をすべきであるという考え方である。換言すれば、この定義は、能力や関心などに基づいて生徒を類別 (categorization) し、同等な者は同等に扱う (equal treatment of equals) という原則に立つ。

Wise の定義は、上で見るように、学校教育の過程における教育政策、あるいは教育行財政の措置を中心に考察されている。Wise は、このような定義を示した後に、裁判所は否定的定義を用いることが多いだろうと予測している。というのは、裁判所はある特定の基準を示すことは躊躇するであろうからである¹⁶⁵⁾。そして、他に使う定義があるとすれば、8の最大限の差異・割合を設ける定義、および9の特定の分類を設ける定義であろうとも述べている¹⁶⁶⁾。学校財政制度訴訟判決における教育機会の平等に関する定義は、Wise の定義に当てはまるものもあれば、以下に見るように、教育結果の平等論のように、新しくつくられたものもある。

(3) 学校財政制度訴訟判決における「教育機会の平等」のとりえ方

それでは、生成期および展開期における学校財政制度訴訟の判決においては教育機会の平等がどのように定義づけられていたかを、Wise の定義を参考にしながら、そのいくつかの例について見てみると、以下のようなになる（鍵括弧内の文章は判決文）。

①生成期の判決

Serrano 第1判決 (1971年) — 相対的剝奪論

- ・ 否定的定義 (財政的中立の原則—「子どもの教育の質を親や近隣の財産の函数にしてはならない」)
- ・ 同額教育費の否定論 (「当法廷は、法の平等保護を同額教育を求めるものとは解釈しない」)

Serrano 第2判決 (1973年) — 相対的剝奪論

- ・ 最大限の差異を設ける定義 (「学区間の生徒一人あたり教育費の差異を100ドル以内にとめること」)

Rodriguez 判決 (1973年) — 絶対的剝奪論

- ・ 最小限の基礎教育という定義 (「テキサス州の最小限標準計画 Minimum Foundation は、州内のすべての子どもに適切な教育を与えている」)

- ・教育結果の平等論（「言論の権利および政治過程における完全参加の権利を享受するに必要な基礎的最大限度の技術を獲得する機会」—ただし、これは判決理由とはなっていない）

Robinson 判決（1973年）—相対的剝奪論

- ・教育結果の平等という定義（「子どもを市民として、そして労働市場における競争者としての役割を果たせるように準備させるに必要な教育の機会」）
- ・同額教育費の否定論（「同額教育費は、個人や集団などが置かれているさまざまな条件ゆえに、教育結果の平等を保障することにはならない」）

②展開期の判決（1977—84年）

（学校財政制度違憲判決）

Horton 判決（1977年）—相対的剝奪論

- ・教育の質という基準—（判決は、教育の質の点から「実質的な教育機会の平等」）ということを出している。ただし、それは全く同質の教育、あるいは同額教育費を与えることではないと判示している。なお、判決は、教育の質の評価基準として、クラスの規模、教員のトレーニング・経験・背景、教材・教科書・備品など、学校の哲学と目標、教育のローカルコントロールの型、生徒の能力テストの得点、生徒のモチベーションと勤勉さ、授業科目と特別活動の8項目を挙げている。

Seattle School District 判決（1978年）—（相対的剝奪論）

- ・教育結果の平等という定義（「政治制度、労働市場、思想市場において十分に競争しうる技術を学ぶ機会を与えることは、憲法が定めるミニマムである」）
 - ・基礎教育を与えるという定義（「立法府の義務は、網羅的な教育 total education とは区別される基礎教育計画を通じての基礎教育を提供することである」）
- （判決は、最小限の基礎教育に必要な教育費を提示）

Pauley 判決（1979年）—相対的剝奪論

- ・教育結果の平等という定義（「教育における平等保護は支出がどのようなものであれ、実質的な教育の結果における平等でなければならない」）
- ・教育の質という基準—（「ゆきとどいて効果的な教育の提供を定めている憲法の条項は、高い質の教育基準を定めたものである」—「ゆきとどいて効果的な教育とは、子どもを有益かつ幸せな職業、余暇、市民性へと導くように、子どもの心、身体および道徳性を発達させ、それを経済的に行う教育」）

（学校財政制度合憲判決）

Olsen 判決（1976年）—絶対的剝奪論

- ・最小限の教育機会という定義（「生徒一人あたり法定の最低額を越えている限り、最小限の教育機会を保障している」）

Walter 判決（1979年）—絶対的剝奪論

- ・最小限の基準という定義（「どの学区も州の最小限の基準 state minimum standards を満たす財源を持っている」）

Levittown 判決（1982年）—絶対的剝奪論

- ・最小限の教育機会という定義（「州憲法の教育条項は最小限の教育の提供を定めたものであり、それを越えることについては学区の自由である」）

以上のような判決から、違憲判決が相対的剝奪論、すなわち、教育費の格差自体を教育機会の平等に挑戦する問題であるととらえているのに対して、合憲判決は絶対的剝奪論、すなわち、ミニマムな教育が提供されているかどうかを問題としているといえよう。ただ Seattle School District 判決のように、教育費の相対的格差を問題としながらも、最小限の基礎教育の提供を重視する判決もあり、単純に2つの理論に分けられない判決もある。また、Wise の定義では示されていない教育結果の平等、あるいは教育の質の観点が出されていることが注目されよう。

(4) 平等保護論と最小限の保障論¹⁶⁷⁾

かくして、生成期ならびに展開期における学校財政制度訴訟の判決の教育機会の平等に関する見解は、基本的には相対的剝奪論と絶対的剝奪論とに分けられ、前者は相対的な平等保護を、後者は一定水準の最小限度の保障を求める論となっているのであるが、この2つの基本的理論は判決において、あるいは論争において絶えず対立する形において論じられてきた。たとえば、Rodriguez 判決において反対意見を執筆した Marshall 裁判官は、相対的剝奪論に立って、法廷多数派の意見に反対し、「合衆国憲法修正14条の法の平等保護条項が定めているのは、最小限の充足 (minimal sufficiency) でよいということではなく、州の行為がもたらす正当化できない不平等である」¹⁶⁸⁾と述べている。また、上述の Wise も、「Rodriguez 判決は、州は平等な教育の機会を提供することに関心を持つ必要はなく、ただ最小限の適切な教育 (minimum educational adequacy) の提供に関心を持てばよいということを暗黙に認めたことになる」¹⁶⁹⁾と同判決を批判した。いずれも教育費格差の問題は、平等保護の観点から論じられるべきことを主張している。

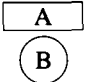
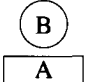
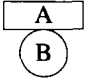
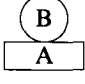
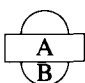
このような平等保護論に対して絶対的剝奪論に立ち、最小限の基礎教育の保障を主張する Hubsch は、次のように述べて平等保護を争点とする訴訟を批判する。「疑わしい分類、基本的権利論、合理性論のいずれの基準を採るにせよ、平等保護の訴訟には限界がある。平等保護条項は、生徒に教育の質を保障するように州に積極的的正義義務 (affirmative duty) を課していない。平等保護が命じているのは、ただ提供されるべき教育の質が決定されたならば、州はすべての生徒にその水準の質の教育を提供すればよいということである。平等保護を求める訴訟が提起されたならば、州は教育の質を下げた平等問題に対応するかもしれない」¹⁷⁰⁾。また、Serrano 第1判決以前に、Michelman は、最小限の保護という観点から、次のように述べて相対的剝奪論を批判している。「持つべき関心は、差別を伴うことになるかもしれない剝奪ということではなく、重大な剝奪 (severe deprivation) である」¹⁷¹⁾、「最小限の意味するところのものは、一般的なものではなく、ある特定の、公正な要求 (just wants) を政府に要求できるということである」¹⁷²⁾。

(5) 平等保護論と最小限保障論の統一的把握の試み¹⁷³⁾

Rodriguez 判決直後にその判決が下され、州憲法の教育条項を基にして学校財政制度を争う道を開いた Robinson 判決以降の学校財政制度訴訟の展開過程を見ると、州裁判所は州憲法の平等

保護条項と併せて教育条項を適用して憲法判断をする場合が多く、それにともなって学校財政制度訴訟も平等の問題から教育の質の問題へと争点に移りつつあることは否定できないが¹⁷⁴⁾、そうであるからといって平等保護論を否定することは適切ではないであろう。実質的な教育機会の平等を達成するためには、両者を対立的にとらえるのではなく、統一的に把握することが必要ではないかと考えられる。ここで2つの論の持つ思想的な観点を別にして行財政における取り扱いという観点から見ると、平等保護論および最小限の保障論それぞれに長所と問題点があり、一方の主張のみを取り上げることは実質的な教育機会の保障にはつながらないと考えられる。すなわち、単純化していえば、平等保護論は当事者間の相対的格差を減少させる働きを有する代わりに、絶対的な質を程度を、無視しないまでも、あまり問題にしない可能性を有する。したがって、Hubschの指摘するように、州は平等保護の問題を質を下げた相対的格差を減少する政策によって解決するかもしれないのである。また、最小限の保障論はミニマムな教育の保障を可能とする代わりに、他の当事者との相対的位置を問題にしないところがある。教育ならびに教育を取り巻く社会が絶えず変化している今日にあって、当事者間の相対的位置を考慮しない最小限の基準の設定は実態を無視したものとなる。

学校財政制度訴訟において当初こそ2つの論は対立的に現われていたが、その後の展開過程において相対的剝奪論に立ちながらも、最小限の基礎教育の保障を命じる判決も出てきた(たとえば、上述のSeattle School Districtの判決)。これを2つの理論の混在というよりは、両者を関係性のなかでとらえることによって、教育機会の実質的な平等を図る1つのステップとすることができるのではないだろうか。すなわち、それらの判決を参考にしながら平等保護と最小限の保障との関係を考えてみると、基本的には、次のような5つの関係に分類されるであろう。

- | | | |
|---|---|---|
| 1) 最小限度の保障水準(以下、ミニマムという。右図のA)が教育機会の相対的状況(以下、相対的状況という。右図のB)よりも上位にある場合。 | → |  |
| 2) ミニマムよりも相対的状況が上位にある場合。 | → |  |
| 3) ミニマムが相対的状況の上部に位置づく場合。 | → |  |
| 4) ミニマムが相対的状況の下部に位置づく場合。 | → |  |
| 5) ミニマムが相対的状況の中位に位置づく場合。 | → |  |

訴訟が提起されている実態からすれば、アメリカの公立学校財政制度の問題となる実態は、1),

3)、5) の場合が多いということになる。すなわち、教育機会の平等は、法定によるミニマムに達していないか、達しているのは比較的富裕な学区だけということになる。理想的な関係は、2) ということになるが、行財政上において実現可能性という点からすれば、4) が望ましい関係であり、どの学区もミニマムは達しているという場合である。したがって、実質的な教育機会の平等を図るためには、少なくとも4) の関係を維持することが必要となる。この図式はきわめて単純化したモデルであるが、このようにとらえてみると、教育機会の平等を保障する内容として平等保護か最小限の保障かというアメリカ学校財政制度訴訟のなかでこれまで対立的にとらえられてきた2つの論は、必ずしも対立的ではなく、むしろ、両者を関係性のなかでとらえることによって、実質的な教育機会の平等を保障することができるのではないかと考えられるのである。

(6) 教育機会の平等に関する判決の検討

学校財政制度訴訟判決における具体的な教育機会の平等の定義は、上の(3)に示すとおりであるが、それによれば、Serrano 第1判決に見られるような否定的定義、Serrano 第2判決のような一定の範囲を認める定義（Wise の定義では、最大限の差異・割合を認める定義）、Rodriguez 判決に代表される最小限の基礎教育という定義、Robinson 判決のような教育結果の平等という定義に大別されるであろう。なお、その他に McInnis 訴訟などにおいて、判決は認めていないが、原告によって主張された生徒の教育ニーズに基づく教育機会の提供という定義（Wise の定義では、特別の分類を設ける定義）がある。これらの定義について若干の検討を試みてみよう。

まず、否定的定義についてであるが、これを Serrano 第1判決が導入した財政的中立の原則との関連において検討してみると、否定的定義は、裁判所が現在の制度に特定の選択を提示することなく憲法判断を可能にするという意味で学校財政制度を裁判で争うことを可能にした定義であり、この点では否定的定義の意義は高く評価されよう。また、一般的にいっても、教育機会の平等を相対的剝奪論に立って定義しようと試みる場合には、他との比較の上で「差別されていない」、 「剝奪されていない」ということが判断基準となろう。ただこの定義は、特定の選択を提示しないことによる限界や問題点を持っている。たとえば、Serrano 第1判決は、財政的中立の原則に基づき、「子どもの教育の質を親や近隣の財産の函数にしてはならない」¹⁷⁵⁾と判示したが、この判決ではどのような制度をつくれば、財政的中立の原則を充たすことになるのか不明である。かくして、同判決では、救済されるべき者は、子どもなのか、納税者なのか曖昧であり、不明確であるという批判が出されたのである。

Serrano 第2判決が示した一定範囲の教育費の差異を認める定義は、物価などの地域差を考慮すれば、妥当な定義であると考えられる。ただ問題はどの程度の差であれば妥当な範囲なのかという問題になる。Serrano 第2判決（1976年）は、判決後6年以内に学区間の生徒一人あたり教育費支出の差を「微々たる差異」（insignificant difference）として100ドル以内にとどめるべきことを命じている。しかしながら、後にこの100ドルの差異が守られていないとして再度提訴された裁判において、カリフォルニア控訴裁判所は「微々たる差異」を守ることの必要性は認めたとものの、100ドルの数字の妥当性については論じられておらず、また、100ドルに固執することは、かえって不公正を招くと判示して、原告の訴えを退けた（Serrano 第3判決）¹⁷⁶⁾。このように一定範囲の教育費の差異を認める定義においては、差異を示す数字の妥当性がたえず問題となる。

最小限の基礎教育については、Rodriguez 判決を始め特に合憲判決を支える定義となっている。この定義は財政的中立の原則と異なり、一定水準の教育をどの子どもにも保障しようとする点で積極的意義を有するが、問題は最小限の基準を何をもって判断するかである。Rodriguez 判決は法定基準をもって合憲判決を下しているが、法定基準がはたして達成されているか、あるいは法定基準は実態を反映しているかどうか問題となる。法定基準が達成されておらず、また、実態から乖離している場合には教育機会の平等を保障したことになる。

教育結果の平等の定義については、上の(3)の判例では、Robinson, Seattle School District, Pauley 判決がその定義を採用している。Rodriguez 判決もこの定義について示唆はしているものの、裁定の基準とはしていない。これら判決による教育結果の平等定義は、子どもが将来、市民として、あるいは経済市場において十分に競争しうような知識や技術を与えるということを述べており、それは将来を見越して子どもをあるものに形成しようとしているという意味で形成的定義といえることができるであろう。問題は、そのように子どもを導く教育とはどのような教育であればよいのかである。それについては Robinson 判決では何もいっていない。Seattle School District, および Pauley 判決がそのためには教育の質の重要性を指摘しているが、それでは、そのような質の教育が判決でいう教育結果の平等を導くのかといえ、必ずしもそうはいえない。その意味で将来を見越した形成的定義は、否定的定義と同じく曖昧である。もっとも教育結果の平等論を Wise の分類による最小限の基礎学力をつける定義と理解すると、それは少なくとも学校教育の場における結果の平等論となり、より明確な定義づけとなる。

生徒の教育ニーズに応じた教育機会の提供については、生成期、展開期の学校財政制度訴訟判決はいずれも退けているが、1990年代当初の Abbot v. Burke¹⁷⁷⁾ の判決によって認められたように、今後は重要な定義になっていくと考えられる。ただ問題は、どのようなニーズを取り上げるかである。本論で取り上げた学校財政制度訴訟において原告が訴えた生徒の教育ニーズとは、都市の超過負担に関連を持つ大都市に居住する生徒の教育ニーズであるが、そのようなニーズも多様に存在する。したがって、ニーズの選択ならびに選択されたニーズに対する経費配分のあり方をどうするかが重要な問題となってくる。そのあり方によってはかえって教育機会の不平等を大きくすることにもなる。

以上のように、学校財政制度訴訟判決において教育機会の平等が具体的にどのようにとらえられているかを見てみたが、このような教育機会の平等に関する見解と併せて重要なことは、しばしば指摘しているように、判決がどのような判断基準を用いたかということである。すなわち、判断基準もまた教育機会の平等の問題に対する裁判所の見解を示すものだからである。それについては本論の(Ⅰ)(Ⅱ)においてすでに述べたことであるが、再度まとめていえば、相対的剝奪論に立つ見解は、教育の重要性を強調する観点から教育の基本的権利論、あるいは疑わしい分類としての学区財産論を援用し、厳重審査を用いる傾向があり、また、絶対的剝奪論に立つ見解は、教育費の格差を教育のローカル・コントロールで説明し、合理性テストを用いる傾向があるということである。そしてまた、裁定の法的根拠が平等保護条項から教育条項へ移行しつつある展開期においては、教育費の問題を教育の質の観点からとらえようとする判決が出ており、また、審査基準についても Levittown 事件の下級審で中間テストが用いられるなど、教育機会の平等に関する見解ならびに判断基準にも新たな動きが見られるのである。

（7）財政的保障の方法

教育機会の平等を定義するにあたっては、どのような状態であれば教育機会の平等が達成されているといえるのか、あるいはいえないのかという、いわば状態定義と、どうすれば教育機会の平等を達成することができるのかという、いわば方法定義の2つに分けて考えることができよう。もちろん、両者は関連しており、区別することが難しい場合が多いが、裁判所は三権分立の原則に基づき、教育機会の平等を達成する方法については立法府の権限であるという認識から具体的に示すことは控えることが多いので、両者を区別することは必要であると考えられる。しかしながら、実際には、状態定義をもって方法定義と解釈することも可能である。

生成期および展開期における学校財政制度訴訟判決のなかで教育機会の平等を達成する財政的方法、—それは州補助金の方法ということになるが、—を具体的に示した判決は「学区財政力平等化」(district power equalizing) 構想を提示した Serrano 第2判決である。また、Seattle School District の判決は州補助金の方法については明言してはいないが、最小限の基礎教育に必要な経費を示している。他の判決については、違憲判決であれば現行制度をただ否定するもの、あるいは州の財政的責任を重視する立場から州補助金の増額を示唆する判決が多く、合憲判決であれば当然ではあるが、現行制度を容認している。したがって、財政的方法については一定の関連を読みとることが可能であるが、州の補助金の実態は多様であり、それに応じて財政措置についても多様な考え方が存在している。ただ上の(1)の2の分類でいう財政的保障の方法のなかでは、①の学区資産の平等化の方法が中心的で、②の教育ニーズの平等化については比較的新しい問題であり、③の教育経費の平等化についてはこれからの問題である。

それでは、子どもの教育機会の平等を実質的に保障するような財政的保障がどのようなものであればよいか、特に州補助金のあり方はどうであればよいのかが問われなければならないが、その具体的内容の検討は他稿に譲り、ここでは①の学区資産の平等化の方法、特に州補助金の方法についてごく簡単に触れておくと、学区資産の平等化を図る州補助金制度は多様であり、標準教育費計画 (foundation program)、パーセンテージ平等化補助金 (percentage equalizing)、学区財政力平等化補助金 (district power equalizing)、その他の補助方式があり、それぞれに意義と問題点を有している。たとえば、標準教育費計画は、ミニマムを保障するには優れているが、ミニマムを越える学区間格差については有効ではない。また、パーセンテージ補助金は学区の意思を尊重する配分方式ではあるが、州の財政力に左右される。また、学区財政力平等化補助金は、学区の自由意思を尊重する方式ではあるが、ミニマムの保障、あるいは大都市学区の教育ニーズに対する考慮などの面において問題を含んでいる。各州はそれぞれの補助方式を持っているわけであるが、総体的に言えば、州補助金の歴史は、平等化を達成するための方式の歴史であるとはいえるが、他方で、地方の意思の問題、換言すれば、教育のローカル・コントロールの問題を含む方式の探求でもある。したがって、州補助金の意義と問題点もそのような複層する要因に依るところが多く、必ずしも子どもの教育機会を保障する観点のみからとらえられない。その意味では州補助金による財政的保障の問題は、技術的な問題にとどまらず、教育政策の決定という政治的な問題を含むものである。

註

- 152) 本論のこの分類は、ゴールドシュタインの以下の論文による。
 Stephen R. Goldstein, *Interdistrict Inequalities in School Financing: A Critical Analysis of Serrano v. Priest and Its Progeny*, University of Pennsylvania Law Review Vol.120 (1971-1972), p.531
- 153) この分類は、以下の文献による。
 Walter I. Garms, James W. Guthrie and Lawrence C. Pierce, *School Finance, The Economics and Politics of Public Education*, pp.187-209 (1978)
- 154) 本項目の内容は、拙稿「アメリカ学校財政制度訴訟の基本的法理への仮説的アプローチ—平等保護論と最低限度保障論の統一的試み—」(関西教育行政学会『教育行財政研究』第20号, 1993年)による。
- 155) スローは、アメリカ合衆国の公立学校財政改革訴訟の推移を、裁判所が依りどころとした法的根拠を基準として、合衆国憲法の平等保護条項を主な根拠とした第一波の時期(1970年代当初)、合衆国憲法ならびに州憲法の平等保護条項と州憲法の教育条項を主な根拠とした第二波の時期(1970年代半ばから1980年代半ば)、州憲法の教育条項を主な根拠とした第三波の時期(1980年代後半以降)の3つに分けている。
 William E. Thro, *The Third Wave: The Impact of the Montana, Kentucky, and Texas Decisions on the Future of Public School Finance Reform Litigation*, Journal of Law & Education Vol.19, No.2 (Spring, 1990)
 この点について述べた邦文の文献としては、小川正人「アメリカの1980年代教育財政訴訟と州教育財政改革」(九州大学教育学部教育行政学研究室『教育行政学研究第八号』, 1993年3月)、本多正人「80年代アメリカ教育財政改革訴訟の意義と問題」(同)。
- 156) *Serrano v. Priest*, supra
- 157) *San Antonio Independent School District v. Rodriguez*, supra
- 158) たとえば, *Seattle School District No.1 v. State*, Supra の判決。
 同判決は、教育費の相対的格差を違憲であるという見解を採りながらも、立法府の義務は基礎教育を提供することにあると判示している。
- 159) Arthur E. Wise, *Rich Schools, Poor Schools: The Promise of Equal Educational Opportunity*, pp.143-159 (1972)
- 160) Wise が引用している Benson の定義は、以下のとおりである。
 「(教育機会の平等とは) 同じ能力を持つ二人の子どもは、州のどこに住もうが、親の環境がどのようなものであれ、その能力を発達させるにあたって同一の形態の援助を受けるということを意味する」
 Charles S. Benson, *The Cheerful Prospect*, p.62 (1965)
- 161) Wise が引用している Gardner の言葉は、以下のとおりである。
 「社会は、個人のあらゆる能力の潜在的可能性 (potentialities) を最大限に発達させることを要求する。
 アメリカの教育制度の目標は、人種、信条、社会的立場あるいは経済的地位に関わりなく、青少年の潜在的可能性を実現することにある。
 個人に内在している最善のものを実現させようとする伝統的な民主主義的誘因は、青少年に利益を与えるような教育をしなければならないことを要求している」
 John W. Gardner, *Excellence: Can We Be Equal and Excellent Too?* pp.74-75 (1961)
- 162) Strayer と Haig による標準教育費構想は、どの学校の子どもにも最小限の教育を与えることを目的として、最も富裕な学区の税率を法定税率とした場合に、その税率をもってして所定の教育費収入を得ることができない学区に州が差額を補助するという方式である。
 George D. Strayer and Robert M. Haig, *The Financing of Education in the State of New York, The Educational Finance Inquiry Commission*, pp.173-175 (1924)
- 163) Wise が引用している Benson の言葉は、以下のとおりである。

「初等教育の早期の学年において『学力到達の平等』を達成しようとするプログラムは、ユートピアなものではない。もしすべての通常の子どもが、初等教育の第3学年の平均的な子どもが持っている読書力標準を8歳あるいは9歳までに持てるようになったら、わが国は機能的無学 functional illiteracy の発生率を減少させる大きなステップを踏み出すことになる」

Charles S. Benson. *supra*. pp.112-113

- 164) Wise が引用した Van den Haag の言葉を一部紹介すれば、以下のとおりである。
「教育機会の平等とは、誰れもが同一の教育を受けることを意味しないことは明らかである。平等化されなければならないのは、教育へのアクセスであって、教育ではない。…機会の平等は、さまざまな人によって達成させる結果の平等を妨げるが、不平等な結果を達成する機会を平等にする。…機会の平等は、学生の才能に応じて教育資源を配分することである（Van den Haag の論は、高等教育について述べている）」
Ernest Van den Haag. *Education as an Industry*. pp.38-41 (1956)
- 165) Arthur E. Wise. *supra*. p.158
- 166) *Ibid*. p.159
- 167) 本項目の内容は、拙稿「アメリカ学校財政制度訴訟の基本的法理への仮説的アプローチ—平等保護論と最低限度保障論の統一的把握の試み—」（前掲書）による。
- 168) *San Antonio Independent School District v. Rodriguez*. *supra*. p.89
- 169) Arthur E. Wise. *Minimum Educational Adequacy; Beyond School Finance Reform*. *Journal of Education Finance* 1 (Spring, 1975), p.476
- 170) Allen W. Hubsh. *Education and Self-Government: The Right to Education under State Constitutional Law*. *Journal of Law & Education* Vol.18, No.1, Winter, p.106 (1989)
- 171) Frank I. Michelman. *The Supreme Court 1968 Foreword: On Protecting the Poor through the Fourteenth Amendment*. *Harvard Law Review* 83 : 1, 1969-70, p.8
- 172) *Ibid*. p.13
- 173) 本項目の内容は、拙稿「アメリカ学校財政制度訴訟の基本的法理への仮説的アプローチ—平等保護論と最低限度保障論の統一的把握の試み—」（前掲書）による。
- 174) Allen W. Hubsh. *supra*. p.95
- 175) *Serrano v. Priest*. *supra* (487 P.2d 1241), p.1244
- 176) *Serrano v. Priest*. 226 Cal. Rptr. 584 (Cal. App.2 Dist. 1986)
- 177) *Abbott v. Burke*. 119 N.J. 289 (1990), 575 A.2d 359 (1990)
ニュージャージー州最高裁判所は、同判決において同州の1975年公立学校教育法を都市学区の貧困な家庭の子どもの教育ニーズにできていないとして、違憲判決を下した。